

【参考】 ペットボトル水の賞味期限に関するお問い合わせ

ペットボトルに入ったミネラルウォーターの賞味期限について、計量法の規定との関係でお問い合わせをいただくことがありましたので、次のとおりQ & A形式でお知らせします。

【消費者からのお問い合わせ】

ペットボトルに入ったミネラルウォーターの賞味期限は、計量法の規定によって、内容量が保持される期限（日付）が表示されていると聞いたのですが、本当でしょうか？ そうであれば、賞味期限が切れた後も飲んでも大丈夫なののでしょうか？

【答】

1. 計量法に、表示した内容量が保持される期限（日付）を表示する義務規定はありません。計量法は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保することを目的としています。このため、取引の適正化による消費者保護として、内容量（質量又は体積）の表示を事業者に義務づけています。
2. 「賞味期限」は食品表示法に基づくものですが、「賞味期限」については消費者庁が次のようなQ & Aを示しています。

〔参考〕 [食品表示基準Q & A](#)（消費者庁 食品表示企画課） ※「(総則-24)」を参照。

(問)「賞味期限」とはどのような意味ですか。また、食品を購入した後、家庭等で保存中に「賞味期限」を過ぎた場合には、どのようにすればいいのですか。

(答)「賞味期限」とは、定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日のことであり、「賞味期限」を過ぎた食品であっても、必ずしもすぐに食べられなくなるわけではありません。また、それぞれの食品が食べられるかどうかについては、その見た目や臭い等により、五感で個別に食べられるかどうかを消費者自身が判断し、調理法を工夫することなどにより、食品の無駄な廃棄を減らしていくことも重要です。

【事業者からのお問い合わせ】

ペットボトルに入ったミネラルウォーターを販売した後、消費者の長期間の保存により、水分量の蒸発等が生じ、計量法が定める量を満たさなくなった場合、計量法違反に問われることになりますか？

【答】

計量法の商品量目規制は、商品の「販売時」に適用されるものであり、商品の販売後、消費者が保存している間に水分量の蒸発等の理由によって内容量が自然減少し、表示量を下回ったとしても、計量法違反に問われることはありません。